

大田市立病院敷地内保険薬局設置事業
公募型プロポーザル実施要項

令和2年7月
大田市立病院

目次

1	実施要項の趣旨	・・・	1
2	選定の基本方針	・・・	1
3	事業概要	・・・	1
4	担当部署	・・・	2
5	公募の条件	・・・	2
6	参加資格要件	・・・	4
7	プロポーザルのスケジュール	・・・	5
8	優先交渉権者選定のための審査	・・・	5
9	プロポーザルに係る関係書類の交付	・・・	6
10	参加表明書等の提出	・・・	6
11	参加表明書等に関する質問書の提出手続等	・・・	7
12	参加表明後の辞退	・・・	7
13	現地説明会	・・・	7
14	プロポーザル参加者が1者である場合の措置	・・・	7
15	企画提案書等の提出	・・・	7
16	企画提案書等に関する質問書の提出手続等	・・・	8
17	提出された書類の取扱い	・・・	9
18	失格要件	・・・	9
19	契約の締結等	・・・	9
20	使用料等の納付	・・・	9
21	その他	・・・	9

別冊

- | | |
|---|-------------|
| 1 | 優先交渉権者選定基準書 |
| 2 | 様式集 |

大田市立病院敷地内保険薬局設置事業公募型プロポーザル実施要項

1 実施要項の趣旨

この実施要項（以下「本要項」という。）は、大田市立病院（以下「当院」という。）の敷地内に保険薬局を開設させるための事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、当該プロポーザルへの参加要件のほか、企画提案に係る審査・評価方法等の諸条件及び手続等を定めるものである。

2 選定の基本方針

保険薬局の設置にあたり、次の基本方針をもとに事業者を選定する。

- (1) 当院が担っている救急・周産期・がん等の医療及び災害拠点病院としての機能に対応でき、発行する処方箋枚数に対応できる者であること。
- (2) 地域包括ケアシステム確立のための かかりつけ薬局（地域薬局）の推進に向け、敷地内薬局と地域薬局との共存を目指せる者であること。
- (3) 利用者が使いやすく、当院来院者の利便性の向上に寄与するものであること。
- (4) 事業者の資金と運営能力によって施設整備、維持管理、運営を委ねることで、良好な保全状態を維持し、長期的な観点で維持管理経費の節減が図れる者であること。

3 事業概要

(1) 事業の名称

大田市立病院敷地内保険薬局設置事業

(2) 事業内容

事業者が当院の敷地の一部を賃借し、全ての費用を負担して保険薬局を設置するために必要な建物及び機材等を整備し、所定の期間にわたり当該薬局を運営する。

(3) 事業の実施場所（本件貸付地）

ア 所在地

大田市大田町吉永1428番地3の一部 ※当院敷地内

イ 公法上の規制

用途地域 南側…第1種中高層住居専用地域、北側…第1種住居地域

建ぺい率 60%

容積率 200%

防火地域 指定なし（法第22条区域）

埋蔵文化財 なし

ウ 貸付地

地目 宅地

所有者 大田市

貸付面積 600㎡

(4) 公募する保険薬局（事業者）の数

1店舗

4 担当部署

所在地：〒694-0063 大田市大田町吉永1428番地3

施設名：大田市立病院

事務局：事務部新病院建設室

電話：0854-82-0330（代表）

E-mail：shinbyouin@ohda-hp.ohda.shimane.jp

5 公募の条件

(1) 貸付地の条件

ア 本要項において選定した事業者（以下「優先交渉権者」という。）は、大田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第1号、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5に規定する行政財産の貸し付けに係る契約を締結する候補者となるものとする。

イ 管理者は、本件貸付地を借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する事業用定期借地権の設定で事業者に貸し付け、事業者はこれを借り受けるものとする。

ウ 貸与期間は、工事着工月の初日から20年間とする。ただし、本件貸付地について公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することがある。

エ 本件貸付地について、貸し付けに伴う権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入し若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸しをしてはならない。ただし、あらかじめ、管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。

オ 本件貸付地は、旧病院を解体して更地の状態で貸し付けるものとし、当院が設置する上・下水道管、電気配管の設備に変更を要する場合は、すべて事業者側で行うものとする。

カ 行政財産使用料とは別に課せられた公租公課は、事業者の負担とする。

キ 貸付期間満了後は、原則として原状に復した上、返還しなければならない。ただし、当院がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

ク 本件貸付地は、禁煙区域であるため、灰皿等を設置しないものとする。

ケ 本件貸付地に保険薬局の利用者用及び従業員用の駐車場を整備するものとする。

コ 本件貸付地のうち、進入路等保険薬局の建築部分以外の部分は、保険薬局利用者以外の者の通行を妨げないものとする。

(2) 貸付地の使用料

ア 大田市行政財産使用料条例（平成17年条例第57号）第2条の規定に基づき、使用料を徴収する。

イ 使用料は、土地整備費及び土地評価額により算定した月額72,000円を最低価格とし、事業者の提案価格をもって使用料とする。

(3) 建物等の整備の条件

ア 保険薬局の設置に必要な設計費、工事費、機器・備品費及びそれらに伴う手続き費用等一切は、事業者が負担する。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条に規定する建物を整備すること。

- ウ バリアフリー及びユニバーサルデザインに対応した建物を整備すること。
- エ 関係法令等に従い、病院建物や周辺地域との景観等を考慮すること。
- オ 薬局建物の外観やデザインについて、工事着手前に管理者と協議すること。
- カ 本件貸付地周辺は、病院外構工事及び県道改良工事等が実施されているため、工事着手前に関係者と十分な打ち合わせを行うこと。
- キ 上・下水道、電気、ガス、通信設備等を接続する際は、当院及び関係機関と協議すること。
- ク 本件貸付地の隣接にリハビリ公園（仮称）を整備する予定であるため、屋外から利用可能な多目的トイレを設置し、管理すること。
- ケ 保険薬局の開設時期は、新病院のグランドオープン（令和3年9月末頃）に合わせること。

(4) 運営の条件

- ア 当院の外来診療日及び診療時間（午前8時30分から午後5時15分）に対応し、当院の院外処方に応需することができる調剤機能を有すること。

参考：年間の外来患者数及び処方箋発行枚数

	外来患者数	処方箋発行枚数	うち院外処方箋枚数	院外処方箋率
H27年度	93,104人	42,837枚	38,319枚	89.5%
H28年度	96,107人	41,578枚	39,651枚	95.4%
H29年度	100,320人	46,573枚	41,833枚	89.8%
H30年度	101,476人	43,342枚	41,068枚	94.8%
R1年度	103,815人	47,391枚	42,676枚	90.1%

- イ 保険薬局の運営に必要な人件費、光熱費、物品費、その他運営全般に係る経費は、事業者が負担する。
- ウ 保険薬局の運営が可能な人員を継続的に確保すること。
- エ 在宅医療に対応できる かかりつけ薬局としての機能を有すること。
- オ 保険薬局から排出される廃棄物等は、事業者の責任において処分すること。
- カ 当院が開催するイベント開催時には協力すること。
- キ 保険薬局を運営するにあたって当院及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(5) プロポーザルにおいて企画提案を求める事項

ア 本事業の実施体制

- (ア) 事業実施の基本的な考え方
- (イ) 事業における実施体制
- (ウ) 想定されるリスクと予防対策、発生時の対応

イ 本事業の進め方

- (ア) 薬局開設までの事業全体スケジュール
- (イ) 工事を円滑に遂行でき、安全かつ効率的に実施するための進め方

ウ 安心安全な薬物療法の提供

- (ア) 当院は、救急・周産期・がん等の医療を担う圏域の基幹病院であるため、高度な薬学管理のニーズに対応可能な薬剤師の配置

- (イ) 認定薬剤師等の資格を有する者の配置
- (ウ) 混雑による待ち時間が発生しない適切な人員配置
- (エ) 在宅患者への薬学的管理及び服薬指導
- (オ) 在宅中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍薬等の調剤機能整備
- (カ) 災害等による流通機能停止時に営業可能な、十分な薬品の備蓄又は流通の確保
- (キ) その他

エ 利便性の向上

- (ア) 年間営業日数（休業日の考え方）
- (イ) 営業時間
- (ウ) 24時間365日体制（営業時間外に患者からの電話相談に対応できる体制等）
- (エ) 混雑緩和や待ち時間短縮に係る対策
- (オ) クレジットカード等のキャッシュレス決済
- (カ) その他

オ 当院への有益な提案

- (ア) 病院機能の向上に資する便益施設（例えば、レストラン、コンビニエンスストア、会議室、休憩室等の自由提案）
- (イ) 病院職員の負担を軽減する工夫
- (ウ) その他

カ 医師会、薬剤師会及びその他の関係機関等との連携

- (ア) 薬物療法を実施するにあたっての医療機関との連携
- (イ) 患者の服薬指導や残薬管理に係る医療機関及び健診・保健指導の実施機関等との連携
- (ウ) 近隣の保険薬局及び関係団体との連携や、行政が推進する事業への協力

キ 建築計画

- (ア) 医薬品等の相談や健康相談に対応できるプライバシーに配慮した相談コーナーの設置
- (イ) 車椅子やバギー等が乗り入れ可能なスペースの確保

ク 使用料

貸付地の月額使用料

(6) その他

- ア 顧客情報が漏洩することのない、必要な措置を講ずること。
- イ 薬局の開設許可、保険薬局の指定に関しては、あらかじめ関係機関と調整すること。

6 参加資格要件

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者であって、この事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。なお、本要項の公表の日（以下「基準日」という。）から事業用定期借地権設定契約の締結の日までの間に、参加資格要件のいずれかを満たさなくなった者は、参加資格を有していない者とみなす。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に関する措置要綱（平成17年大田市

- 告示第13号)の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の5に規定する者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 大田市の市税等の未納の徴収金がないこと、かつ、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第75条第1項及び第75条の2第1項の規定に基づく行政処分を現に受けている期間中でないこと。
- (8) 保険調剤薬局については、令和2年1月1日現在、島根県内に本店又は支店を置く者であり、かつ、保険薬局指定の資格を有して基準日前3年間における保険薬局の運営実績を有する者であること。

7 プロポーザルのスケジュール

期間等	内容
令和2年7月20日(月)～7月31日(金)	プロポーザル実施要項等の公表・交付期間
令和2年7月20日(月)	参加表明書の受付開始
令和2年7月31日(金) 午後5時	参加表明書に係る質問書提出期限
令和2年8月5日(水)	参加表明書に係る質問への回答期限
令和2年8月7日(金) 午後5時	参加表明書提出期限
令和2年8月21日(金)	参加資格審査結果通知
令和2年8月25日(火)	企画提案書に係る質問書提出期限
令和2年8月31日(月)	企画提案書に係る質問への回答期限
令和2年9月4日(金) 午後5時	企画提案書等の提出期限
令和2年10月9日(金)	選定委員会(プレゼンテーション・ヒアリング)
令和2年10月中旬予定	審査結果の通知
令和2年10月下旬予定	事業用定期借地権設定契約書の締結

8 優先交渉権者選定のための審査

審査は、大田市立病院敷地内保険薬局設置事業優先交渉権者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、一次審査(本プロポーザルへの参加資格審査)及び二次審査(企画提案内容等を総合的に審査)を実施する。

(1) 資格審査

ア 提出された参加表明書等を基に、選定委員会が資格要件について審査を行い、本プロポーザルに参加できる有資格者(以下「参加者」という。)であることを確認する。

- イ 要件を備えていない場合は、失格とする
- (2) ヒアリングの実施
 - ア 提出された企画提案書等を基に、選定委員会がヒアリングを実施する。
 - イ ヒアリングは令和2年10月9日(金)に予定しており、詳細は参加者に別途通知する。
 - ウ 出席者は、説明者を含め3名以内とする。
- (3) 総合審査
 - ア 企画提案書等及びヒアリング内容を「大田市立病院敷地内保険薬局設置事業公募型プロポーザル優先交渉権者選定基準書」に基づいて選定委員会が審査し、当該事業の実施に最も適していると認められる参加者を優先交渉権者とする。
 - イ 優先交渉権者に次いで当該業務に適していると認められる参加者を次順位者とする。
 - ウ 参加者からの提案が保険薬局開設に対して不利益になると認められる場合は、当該提案を採用しない場合がある。
 - エ 審査結果は、全ての参加者に郵送で通知するとともに、当院のホームページにおいて公表する。なお、結果についての異議申し立ては受け付けない。

9 プロポーザルに係る関係資料の交付

本プロポーザルに関する様式及び貸付地の敷地図が必要な場合は、当院のホームページからダウンロードすること。

10 参加表明書等の提出

- 本プロポーザルに参加を表明する者は、次のとおり書類を作成し、提出すること。
- (1) 提出書類（以下の提出書類を総称して「参加表明書等」とする。）
 - ア 参加表明書兼誓約書（様式1-1）
 - イ 参加資格審査調書（様式1-2）
 - ウ 大田市税等収納状況確認承諾書（様式1-3）
 - ※ 大田市内に本店又は営業所がない場合は、「賦課のない申出書」（様式は任意）を提出
 - エ 消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書
 - オ 役員等名簿及び照会承諾書（様式1-4）
 - カ 基準日前直近3年分の決算資料（貸借対照表、損益計算書等の写し）
 - キ 登記事項証明書の写し
 - ク 会社概要、事業概要、沿革、営業実態等が分かるもの（パンフレットなどでも可）
 - (2) 提出期限
令和2年8月7日(金)午後5時まで
 - (3) 提出部数
各1部
 - (4) 提出先
4の担当部署
 - (5) 提出方法等
 - ア 持参又は郵送とする。

イ 持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）

(6) 参加資格の確認結果

ア 令和2年8月21日（金）に電子メールで通知する。

イ 参加資格がないと認めた事業者については、確認結果の通知にその理由を記載する。

1 1 参加表明書等に関する質問書の提出手続等

参加表明書等の作成又は提出に関する質問がある場合は、質問書（様式1-5）を提出すること。

(1) 提出期限

令和2年7月31日（金）午後5時まで

(2) 提出先

4の担当部署

(3) 提出方法

電子メール（送信後、必ず担当部署に着信確認を行うこと。）

(4) 質問に対する回答

令和2年8月5日（水）に当院のホームページに掲載する。なお、回答については、本要項の追加又は修正とみなす。

1 2 参加表明後の辞退

参加表明書の提出後、参加を取り止める場合は、参加辞退届（様式1-6）を提出すること。

(1) 提出期限

令和2年8月14日（金）午後5時まで

(2) 提出先

4の担当部署

(3) 提出方法

10の（5）に同じ

1 3 現地説明会

現地説明会は実施しない。

1 4 プロポーザル参加者が1者である場合の措置

参加者が1者であっても、企画提案書等の審査を実施する。

1 5 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者として通知を受けた者は、次のとおり書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類（以下の提出書類を総称して「企画提案書等」とする。）

ア 企画提案書提出届（様式2-1）

イ 企画提案書

ウ 使用料提案書（様式2-2）

エ 事業収支計画書（様式2-3）

(2) 企画提案書の書式等

ア 5の公募の条件「(5) プロポーザルにおいて企画提案を求める事項」に掲げる項目に対する考え方及び具体的な提案をA4判（様式は任意）10枚以内で記載すること。また、企画提案内容を表す本件貸付地の配置図案及び薬局の平面図案をA3判で作成し、添付すること。

イ 用紙は片面のみを使用し、上下左右の余白は20mmを目安とすること。

ウ 評価項目ごとに分けし、イラスト、イメージ図並びに文章表現を含めて自由とするが、文字の大きさは11ポイント以上とし、読みやすさに配慮すること。なお、専門的略語等の使用についても極力控えること。

エ 会社名やロゴマーク等、参加者名が特定できる内容を記載しないこと。

(3) 使用料提案書の作成等

月額の使用料を記入すること。

(4) 事業収支計画書の作成

初年度（薬局開局後）から貸付最終年度までの年度毎の収支計画をA3判で作成（項目は任意）し、提出すること。

(5) 提出部数

15の(1)ア、ウ、エ 各1部

15の(1)イ 11部（正本1部、副本10部）

(6) 提出期限

令和2年9月4日（金）午後5時まで

(7) 提出先

4の担当部署

(8) 提出方法

10の(5)と同じ

16 企画提案書等に関する質問書の提出手続等

企画提案書等の作成又は提出に関する質問がある場合は、質問書（様式1-5）により提出すること。

(1) 提出期限

令和2年8月25日（火）午後5時まで

(2) 提出先

4の担当部署

(3) 提出方法

電子メール（送信後、必ず担当部署に着信確認を行うこと。）

(4) 質問に対する回答

令和2年8月31日（月）に全参加者へ電子メールで通知する。なお、回答については、本要項の追加又は修正とみなす。

17 提出された書類の取扱い

事業者から提出のあった書類については、次の取扱いとする。

- (1) 提出された書類は、原則非公開とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの参加資格確認及び企画提案内容審査以外に使用しない。
- (4) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (5) 提出された企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (6) 著作権は、原則としてそれぞれの参加者に帰属する。ただし、審査によって優先交渉権者に採用された企画提案書等の著作権は、当院に帰属するものとする。

18 失格要件

参加者が、次の事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要項に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めたとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されていたとき。
- (4) 契約締結までに、6の参加資格要件に掲げる事項を満たさなくなったとき、又は、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明したとき。
- (5) 15の(6)に示す提出期限までに、企画提案書等を提出しなかったとき。

19 契約の締結等

事業者との契約締結は、次のとおり行うものとする。

- (1) 当院は本プロポーザルにおいて優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行うこととするが、契約の締結に至らなかった場合は、次順位者と交渉を行うものとする。
- (2) 当院は優先交渉権者（又は次順位者）との協議を行い、両者合意に至った場合は、その協議結果を基に更なる契約条件の詳細を含めた事業用定期借地権設定契約を締結する。なお、事業用定期借地権設定契約書は、公正証書により作成するものとし、これに係る作成費用及び印紙代等は事業者の負担とする。

20 使用料等の納付

行政財産使用料及び電気使用料については、次のとおり納付するものとする。なお、使用料等の振込に手数料が必要な場合は、事業者の負担とする。

- (1) **行政財産**使用料は、当院が毎月発行する納入通知書により、指定期日までに支払うものとする。
- (2) 電気使用料は、当院が整備する店舗用計量器の使用量に基づき算定し、毎月発行する納入通知書により、指定期日までに支払うものとする。

21 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 本プロポーザルに係る費用は、事業者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の作成にあたって当院から受領した資料は、了解なく公表及び使用してはならない。
- (4) 本要項及び企画提案書等に記載されていない事項については、協議により定める。
- (5) 事業の履行にあたっては、当院と優先交渉権者との協議により内容等を確定することとし、当院は企画提案内容に拘束されない。ただし、契約にあたっては企画提案書等に記載した内容は最低限保証すること。